

墨田区診療所における専属薬剤師の配置基準に関する条例（案）概要

1 目的

医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）の一部改正により、診療所における専属薬剤師の配置基準について区の条例で定める必要がある。

2 内容

趣旨

法第18条の規定に基づき、診療所に専属の薬剤師を置かなければならない基準について定める。

薬剤師の配置の基準

医師が常時3人以上勤務する診療所にあつては、開設者は、専属の薬剤師を置かなければならないものとする。

3 施行期日

平成24年4月1日